

## 会 議 記 録

会議名称	平成 26 年度第 1 回 杉並区産業振興審議会
日 時	平成 26 年 6 月 3 日 (火) 午後 2 時 01 分～午後 3 時 30 分
場 所	産業振興センター 会議室
出席者	委員 井上、内海、大平、金子（憲）、坂田、下田、滝澤、田中、 内藤（一）、内藤（松）、中村（浩）、中村（實）、八方、松島、 松本、和田 区側 区民生活部長、産業振興センター所長、産業振興センター次長、 産業振興センター事業担当課長
配付資料	資料 1 杉並区産業振興審議会名簿 資料 2 平成 26 年度第 1 回杉並区産業振興審議会席次表 資料 3 産業振興計画の主な取組状況について 資料 4 杉並ナンバー交付開始日の決定について 資料 5 農業体験農園の開園について 資料 6 杉並区産業融資資金制度の充実・見直しに向けた今後の取組に ついて 資料 7 杉並区産業融資資金実績表（平成 19 年度～25 年度） 資料 8 23 区制度融資実績（平成 22～24 年度） 【参考資料】 ・杉並区産業振興審議会条例 ・杉並区産業振興計画【概要版】 ・杉並区産業振興計画 ・「杉並区産業振興基本条例」パンフレット ・「平成 26 年 11 月 17 日 杉並ナンバー交付開始」チラシ ・広報すぎなみ 平成 26 年 6 月 1 日号 ・「平成 26 年度版 杉並区中小企業融資制度のご案内」パンフレット ・杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン ・広報すぎなみ特別号（「杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第 一次実施プラン」パンフレット） ・すぎなみの産業 2014 ・ふれあい農業すぎなみ 農産物直販マップ 2014
会議次第	1 開会 2 産業振興センター所長挨拶 3 審議会委員の委嘱 4 審議会委員紹介 5 区側出席者紹介

6	会長の選出、副会長の指名
7	議題 <ul style="list-style-type: none"><li>・産業振興計画の平成 25 年度の主な取組実績について</li><li>・杉並区産業振興基本条例の施行について</li><li>・杉並ナンバー交付開始日の決定について</li><li>・農業体験農園の開園について</li><li>・杉並区産業融資資金制度の充実・見直しに向けた今後の取組について</li></ul>
8	その他 <ul style="list-style-type: none"><li>・施設再編整備計画について</li></ul>
9	連絡事項
10	閉会

○産業振興センター次長 定刻となりましたので、平成26年度第1回杉並区産業振興審議会を開会いたします。私は、産業振興センター次長の原田と申します。この4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、審議会第2期の1回目ということで、会長、副会長がまだ決まっておりませんので、私のほうで司会進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、産業振興センター所長からご挨拶を申し上げます。

○産業振興センター所長 所長の内藤でございます。この4月に、所長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

この審議会については、産業振興に関して必要な事項を調査、審議するというので、平成24年度に区長の諮問機関として設置いたしました。第1期の2年間につきましては、産業振興計画と産業振興基本条例、この二つについてご意見をいただきまして、それを踏まえて、区として計画の改定や条例の制定を行ってまいりました。この間の皆様のご尽力に、改めて感謝を申し上げます。

区の産業振興の基盤としましては、条例の制定と計画の改定、これは大きな意味を持つものがございます。しかし、条例を制定したからといって、すぐに地域産業が活性化するというものではございません。この条例をもとに、産業振興の具体策であります計画をどのように進めて効果を上げていくか、これが重要であると考えています。ここを新たな出発点として、産業振興にかかわる全ての人の理解と協力のもとに、事業者、産業経済団体、区民、区などが一体となって、条例の目的であります区民生活の向上と地域経済の発展を目指してまいりたいと思っております。

本日は第2期の最初の審議会でございますので、これまでの計画の進捗状況や今年度の取組などについてご報告をさせていただきます。引き続き、審議会の皆様からご意見をいただきながら事業に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

○産業振興センター次長 では、まず、委嘱状の配付でございますが、時間の関係もございまして、席上配付をもちまして、委嘱にかえさせていただきますことをご了承願いたいと思います。

委員の皆様の任期ですが、杉並区産業振興審議会条例第3条第2項により、第1期(平成24年5月18日～平成26年5月17日)の翌日の平成26年5月18日から2年間ということになっております。

本日たくさんの資料を配らせていただいております。次第の裏面に「配布資料」とし

を一覧を記載していますので、不足するようでしたら、お手を挙げていただければと思います。

それでは、各委員の自己紹介をお願いしたいと思います。資料1として産業振興審議会の名簿を、資料2として席次表を配付しております。五十音順ということで、井上委員から、自己紹介をお願いできればと思いますので、よろしくお願いします。

○委員 杉並産業協会の井上と申します。この会は最初から出ておりまして、今後ともよろしくお願いいたします。

○委員 西武信用金庫杉並営業部の支店長の内海と申します。

地域金融機関として、杉並には9店舗ございますので、各9店舗の意見を取りまとめながら、杉並区の産業振興のため、今後とも頑張っていきたいと思っております。今期から委員になりましたので、よろしくお願いいたします。

○委員 東京土建一般労働組合杉並支部執行委員長の大平です。地域型産業一般労働組合、建築に従事する組合であります。東京土建12万人、杉並支部3,300人になって、組織しております。よろしくお願いします。

○委員 首都大学東京の金子（憲）でございます。1期目に続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 東京商工会議所杉並支部の坂田でございます。よろしくお願いします。

○委員 東京青年会議所杉並区委員会の下田です。よろしくお願いいたします。

○委員 J A 東京中央の営農経済部の部長を仰せつかっています、滝澤でございます。前期からやっておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○委員 消費者グループ連絡会という消費者団体の連合会から出てきております、田中みつ子と申します。私も2期目です。よろしくお願いいたします。

○委員 杉並区商店連合会の内藤一夫でございます。徳田前会長の後を受けまして、昨年よりこちらの委員になりましたが、地域の産業振興の拠点になる商店街を代表して、この会でいろいろ意見を出させていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○委員 杉並区農業委員会の会長職務代理を仰せつかっております、内藤（松）と申します。前期に引き続きまして、今期もということでございます。よろしくお願いします。

○委員 杉並区商店連合会において振興組合連合会の副理事長をやっております、中村（浩）と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 杉並中小企業診断士会の中村（實）と申します。阿佐谷生まれですので、少し

でも杉並区に貢献したいと思います。よろしく申し上げます。

○委員 東京商工会議所杉並支部の八方でございます。今期から仲間に入れさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員 東京理科大学大学院教授の松島でございます。1期に引き続きまして、また今期もよろしくお願いいいたします。

○委員 日本動画協会の松本です。杉並にもアニメの会社が数多くありますので、いろんな面でご協力したいと思います。よろしく申し上げます。

○委員 箱根植木の和田と申します。2期目ですが、よろしくお願いいいたします。

○産業振興センター次長 ありがとうございます。

なお、本日は、金子（征）委員、小竹委員、藤枝委員、保坂委員が所用のため欠席と連絡をいただいております。

次に、区側職員を紹介いたします。

○区民生活部長 区民生活部長の森と申します。私どもが担当しています区民生活分野は、税金を始め、地域のコミュニティ、あるいは産業振興、文化芸術の振興、非常に多岐にわたる分野を担当しております。産業振興センター所長ともども、精いっぱい、区民福祉、そして地域社会、地域経済の活性化に努めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

第1期の審議会におきましては、答申に基づき計画の改定、そして、この4月に施行となりました産業振興基本条例と、いわば産業振興の基盤が整う中で、これからどう着実に成果を上げるかが区側の大きな課題かと思っております。計画の具体化に当たって、またいろいろ山積する課題もございますので、委員の皆様方から忌憚のないご意見、ご助言をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

○産業振興センター所長 改めまして、産業振興センター所長の内藤でございます。産業振興は分野がかなり広く、商業から工業、農業、全て杉並の産業の要でございます。引き続き、この審議会を通しまして、いろいろご意見いただきながら、区内産業の発展のために力を尽くしてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

○産業振興センター次長 改めまして、産業振興センター次長の方原と申します。私はこの審議会を所管するとともに、商店街、それと観光の事業を所管してございます。どうぞ、よろしくお願いいいたします。

○事業担当課長 産業振興センター事業担当課長となりました福原と申します。一昨年、

第1期のときには事務局としてお世話になりました。今回は事業担当課長ということで、中小企業の関係、就労支援、農業の関係の担当をしております。よろしくお願ひいたします。

○産業振興センター次長 では、第2期はこのメンバーで、皆さんと一緒に産業振興審議会を運営していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

定足数の確認ですが、条例第5条第2項に、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないと規定されております。本日の出席委員は14人で、会議の定足数は満たしております。

最初に、会長の選出を行いたいと思ひます。会長は、条例第4条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。互選ということなので、立候補またはご推薦のいずれでも結構でございますので、どなたか、会長にという方はいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○産業振興センター次長 立候補、また推薦の方がいらっしゃらないようございましたら、事務局といたしましては、第1期で会長をお引き受けいただきました松島委員に、第2期も引き続き会長職をお引き受けいただければと考えております。

皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

○産業振興センター次長 どうもありがとうございます。

それでは、松島委員、会長席のほうへお移りいただけますか。

(松島委員、会長席へ移動)

○産業振興センター次長 早速でございますが、副会長の選出ということで、条例第4条第3項の規定により、会長の指名ということになってございます。会長より副会長の指名をお願いいたします。

○会長 はい。それでは、第1期も副会長をやっていただきました首都大学東京の金子(憲)委員に第2期も副会長をお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

○産業振興センター次長 では、金子(憲)委員、副会長席へお願いいたします。

(金子(憲)委員、副会長席へ移動)

○産業振興センター次長 それでは、会長及び副会長に選任されました、松島会長、金

子（憲）副会長からご挨拶をお願いできればと思います。

○会長 ただいま会長に指名されました松島でございます。第1期の2年間、会長として務めさせていただきましたけれども、第1期は、先ほどお話がありましたように、産業振興条例をいかにつくっていくかということを中心に、2年間にわたって議論してまいりました。これから、それをどう活かしていくかという段階だと思いますが、皆様のご協力をいただきながら会長の職を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○副会長 首都大学東京の金子（憲）でございます。1期目におきましても松島会長のもと副会長を務めさせていただきました。そのときには答申を出すにいたりましたが、この流れをさらに着実に成果を上げるべく、皆様とともに、微力ながら頑張らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○産業振興センター次長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思いますので、会長、議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、早速、議題の審議に移りたいと思います。本日の議題が5個ございます。順次取り上げてまいりたいと思います。

最初に、産業振興計画の平成25年度の主な取組実績について、事務局よりご報告をお願ひいたします。

○産業振興センター次長 では、私からご説明いたします。使う資料は資料3でございます。産業振興計画とその概要版を皆様のところにお配りしてございますので、参考に見ただければと思います。

資料3に基づきまして、産業振興計画に定められた内容と取組のうち、主要なものについての25年度末までの実績をご報告させていただきます。

目標1「多様な産業と住宅都市が共に発展するまち」につきましては、その中で、③「産業団体と区の連携による区内産業の魅力発信」という項目がございます。この取組状況ですが、ケーブルテレビ、ジェイコム杉並の杉並紹介番組「ジモトピ杉並」というところで、区内企業紹介コーナーを設置しました。25年2月の根本特殊化学以下、栄設計まで、このような形で、区内事業所を紹介しております。

また、杉並産業協会に委託して、区内工業のPRとして、皆さんのところにお配りしていますが、区内にある11社を紹介する冊子「すぎなみの産業」を26年3月に発行いたし

ました。

次に、④産業団体等と区の連携による交流の場の拡大でございます。一つ目は、異業種交流会の開催ということで、記載のとおり3回のビジネス交流会を開催し、計66社の参加がございました。2番目としましては、「異業種交流会inすぎなみ」ということで、55社の事業者の参加がございました。さらに、ビジネスフェアへの参加としまして、「2013 よい仕事おこしフェア」に2社参加、「産業交流展 2013」に1社、「ビジネスフェア From TAMA」に9社参加してございます。

⑤としまして、(仮称)すぎなみまつりでの区内事業者との連携でございます。11月に行われています杉並区のお祭り、すぎなみフェスタでございますが、この開催とあわせまして、産業商工会館の指定管理者であります産業商工会館運営協議会による「すぎなみ産業フェア」と「パン祭り」、「スイーツフェア」、この三つを出展いたしました。すぎなみ産業フェアでは製造業を中心に13の事業者が出展し、区民の皆様に杉並の産業について周知いたしました。パン祭り、スイーツフェアでは、パンが22店舗、菓子店が11店舗出店し、区内のパンやスイーツについて、広く区民の方に周知いたしました。

⑦創業支援でございますが、こちらは「女性起業セミナー」を東商と商店会連合会、産業協会との共催で全5日間実施しまして、39人の参加がございました。

次に目標2「区民生活を豊かにする産業に支えられ、安全で住みやすいまち」でございます。こちらは商店街を中心とした計画でございます。そのうちの、④地域特性を踏まえた商店街支援の促進ということで、「高円寺多言語観光計画事業」、「商店街によるまちづくりの場整備事業」、「ドンと行こうぜ ホンダラ大作戦」、この三つの事業に区の地域特性補助金を交付いたしました。また、国が新設しました地域商店街活性化事業補助金では、「永福町ブランドアップ大作戦」「西荻地域観光基盤整備事業」ほか、全部で11の事業に対して補助金を使い、まちのブランド創出や地域資源の活用を活かした観光事業の実施につなげました。

⑤文化・芸術を取り入れた商店街による魅力づくりの促進でございます。こちらは、先ほどご説明しました地域特性の商店街補助事業やチャレンジ商店街サポート事業補助金等、様々な制度で文化と芸術を取り入れた商店街活動を支援できるため、制度の活用を促進しました。具体的には、「高円寺びっくり大道芸」、こちらは新・元気を出せ補助金事業により補助いたしました。また、「トロールの森」、これは善福寺公園で行うものでございますが、これらのアートイベントにつきまして、「中央線あるあるプロジェクト」で

PRを行いました。

⑥商店街からの提案事業への柔軟な支援でございます。こちらは、チャレンジ商店街支援プログラムを構築しまして、「チャレンジ商店街サポート事業補助金」、「地域特性にあった商店街事業補助金」、「商店街若手支援事業」の新設・拡充をはじめ、新・元気を出せ商店街事業の補助金の運用改善を図り、商店街の提案をより柔軟に受けとめる体制を整えました。

次のページを開いていただきますと、具体的に25年度の各事業補助金に対する申請と採択件数を記載しております。チャレンジ商店街サポート事業補助金につきましては、15件申請がございまして、採択が5事業ございました。地域特性にあった商店街事業補助金につきましては、申請3件で採択3件でございます。商店街若手支援につきましては、申請1件について採択1件でございます。なお、チャレンジ商店街サポート事業補助金につきまして、採択できなかったものについては、国の地域商店街活性化事業補助金の活用をあっせんいたしました。

目標3「食卓に彩りと心に潤いを与える産業で、やすらぎがあるまち」でございます。まず、②農地活用懇談会の設置・運営です。平成25年6月に、都市農地をめぐる問題点に精通している専門家の方や農業関係者を構成員（11名）として農地活用懇談会を設置しまして、25年度は懇談会を7回、専門検討委員会を2回開催いたしました。

次に④地産地消マーケットの推進でございます。こちらは、26年3月に生産者やJA、協働事業提案者等、地産地消事業の推進に関する準備会を開催いたしました。26年度に（仮称）地産地消推進検討委員会を設置、運営し、今後は都市農業を活性化するためにPR活動や流通システムの検討を進め、具体化を図る予定でございます。

目標4「安心して地元で元気に働き続けられるまち」でございます。こちらは、①相談者に寄り添った伴走型の支援ということで、平成24年12月に産業商工会館内に就労支援センターを開設し、1年4カ月が経過いたしました。この間の実績につきましては、記載のとおりでございます。この数字につきましては、当初の予定を上回る数値、相談件数等が挙げられております。

⑤としまして、社会参加・中間的就労の場の確保でございます。こちらは、就労支援センタージョブトレーニング室の開設ということで、勤労者福祉会館（西荻地域区民センター併設）の2階に、平成25年11月に開設いたしました。社会適応力訓練・就労準備訓練プログラム等を開始いたしまして、平成26年3月現在では、本登録8人、登録前利用者23人

が継続して利用してございます。実際この中から、アルバイトという就労形態になりますが、雇用につながっている実績もございます。

次に、目標5「魅力的でにぎわいがあり、また行ってみたいくなるまち」の、②多様なメディアを活用した効果的な発信ということで、「中央線あるあるプロジェクト」による情報発信に取り組んでおります。

きょう、皆様がここにいらっしゃる時に、入り口のところに、東京新聞の大きな記事が張ってあったと思います。あるあるプロジェクトの委員になっております東京新聞が、朝刊53万部、夕刊20万部を使いまして、大きな広告等を記載して、あるあるプロジェクトについてPR等をしてございます。ぜひ、お帰りの際に見ていただければと思います。

あと、今日はお配りしておりませんが、「杉並あるあるマップ」を、秋冬号、春夏号と作成してございます。

さらに、ARとアニメを活用したまち歩きイベント、「アニ×ウォーク」を開催しております。杉並の産業の特色として、アニメ産業が大変多いということで、散歩しながら、そのアニメ産業のコンテンツを映像で取り入れようということで、アニ×ウォークというイベントを実施しております。これも、入り口に大きなポスターがございまして、ご確認いただければと思います。

また、「すぎなみ学倶楽部」による区内の魅力発信ということで、年間約50万のアクセスが昨年ございました。

最後でございます。⑥アニメコンテンツを活用した事業の支援ということで、今ご説明しましたアニ×ウォーク、こちらを2月15日から3月28日まで荻窪・西荻窪編として、5月17日から6月30日を高円寺・阿佐ヶ谷編としまして、2回実施いたしました。

あと、「なみすけ」等の商用利用ということで、なみすけを利用する場合には有償ということになっておりましたが、無償にすることで、なみすけを広く皆様に利用していただくということですので。なみすけを無償で使っていただくことにより、よりなみすけを区外等に発信していきたいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、何かご質問等ございますでしょうか。

○委員 アニメ関係ですが、たしか今、阿佐ヶ谷と高円寺の、ちょっと先のほうに、名称はわからないのですが、大体約80メートルぐらいの区間にアニメのような店舗を出して

いるんですよね。それは杉並区との関係は何かあるのでしょうか、ちょうど、ガード下ですね。

○産業振興センター次長 「阿佐ヶ谷アニメストリート」と言います。設置者はJRで、区立の施設ではございません。

全部で16店舗入ってございまして、様々なアニメの事業者が入ってございます。アニメストリートも商店街になる意向がございまして、ぜひ、区としてもこのストリートと商店街と連携して、地域のにぎわい、活力等を一緒に生み出していきたいと思っています。

○会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

( なし )

○会長 ないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。次の議題は、杉並区産業振興基本条例の施行についてであります。事務局からご説明をお願いします。

○産業振興センター次長 私から杉並区産業振興基本条例についてご説明いたします。使います資料は、こちらのパンフレットでございます。

昨年度の審議会で皆様から答申をいただきまして、その後の審議会の中でも様々なご意見をいただきました。そのご意見等、またパブリックコメント等をもとにいたしまして、平成26年第1回杉並区定例区議会に産業振興基本条例を上程いたしました。3月に可決されまして、26年4月1日からこの産業振興基本条例が施行となりました。

このパンフレットを開いていただきますと、真ん中に、この条例が定める産業振興計画の方針ということで、基本方針と、「住環境と調和した産業の振興」から「地域資源の発掘、活用、発信による魅力の向上とにぎわいの創出」までの八つの方針が記載されてございます。その下に、区民、事業者・産業経済団体、そして杉並区として、おのこの三者の責務を記載してございます。さらに一番下にこの条例をつくった目的等をQ&A形式でまとめてございます。最後のページに杉並区産業振興基本条例の条文全部を、前文を含めて記載してございます。

区といたしましては、このパンフレットを使いまして、産業経済団体の方も含め、広く多くの区民の方に条例の内容を周知しまして、条例の目的であります、地域社会と共生する活力のある産業振興、ひいては区民生活の向上・地域社会の発展を目指してまいりたいと考えております。ぜひ、皆様の中でも何か周知の機会があれば、このパンフレット等をご活用いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

( なし )

○会長 それでは、次の議題に移りたいと思います。次の議題は、杉並ナンバー交付開始日の決定についてでございます。これも、事務局からお願いいたします。

○産業振興センター次長 使います資料は、資料4、それと杉並ナンバーのチラシでございます。それと、日曜日に配布されました広報すぎなみでございます。皆さんのお手元に広報すぎなみが配られていると思いますが、この1面で、杉並ナンバーが11月17日スタートということを今回PRさせていただきました。

では、資料4をごらんください。平成25年6月に杉並区が国にご当地ナンバーの申請をして、そして、25年8月に導入は決定したのですが、いつから杉並ナンバーが交付されるということがこの時点では未定でございました。本年5月に、国から杉並ナンバーの交付開始日が26年11月17日との発表がありました。

杉並ナンバーとはいわゆるご当地ナンバーでございます。本来でしたら、運輸支局や自動車検査登録事務所の所在する地名がナンバープレートになります。例えば、杉並ですと、練馬に自動車検査登録事務所がございますので、この近辺は全部練馬ナンバーということになります。国土交通省では、地域振興・観光振興の観点から、この登録事務所以外に、その地域の地名を使ったナンバープレートを表示することを認めまして、既に第1陣として、仙台や堺といった19の地区で、ご当地ナンバーが平成18年10月から発足してございます。25年2月にその第2陣として募集がございました。

今回、その第2陣の募集により、新たに10カ所、杉並以外ですと、世田谷、川口、郡山、平泉と、春日井、奄美などのご当地ナンバーが導入されました。杉並や世田谷のように1自治体で一つのナンバーのところもございますし、奄美のように多くの地域のところで一つのナンバーというのもございます。

この杉並ナンバー導入により期待される効果でございますが、事業者や区民の皆様が利用することで、ますます地域の一体感が盛り上がる。また、区内には約10万台の登録車がございますが、この10万台の車が区外に出ることになりますと、例えば地方に行ったときに、杉並の知名度が向上し、産業活性化、観光資源化につながるのではないのかと。あと、杉並の愛郷心が醸成され、杉並への愛着が高まるのではないかと考えております。

具体的な変更手続でございますが、記載してございます「普通自動車」以下、バイクで

言いますと、排気量125ccを超えるバイクが該当となります。

変更要件でございますが、新車や中古車を購入して、杉並区内で自動車を登録する場合、11月17日以降は杉並ナンバーになります。また、車を買いかえないけれども練馬ナンバーから杉並ナンバーに変更したいという希望のある方につきましては、11月17日から可能となります。または、ここには書いてございませんが、ナンバープレートが破損したり、または他区から杉並区に引っ越してきたような方、こういう方に関しましてもナンバープレートの変更ということになります。

手続方法につきましては、軽自動車以外の場合については、車を練馬にございます自動車検査登録事務所に車検証とともに持ち込むということになります。軽自動車につきましては、板橋にあります軽自動車検査協会練馬支部で変更となります。または、業者による代行ということで、例えば行政書士さんや自動車ディーラーに車を預けていただくと、ナンバープレートの変更が可能となります。ただ、この場合は、ある程度代行手数料が発生するということになります。

どのぐらい費用がかかるかという点でございますが、単純に普通のナンバーですと、前と後ろ合わせて約1,500円弱。希望ナンバー、好きな番号が希望できる番号の場合は、前後合わせて約4,100円です。また、車によっては字光式、光るナンバーがございます。その場合はこれより若干高くなります。

周知及び普及に向けた今後のスケジュールでございますが、既に広報6月1日号やホームページで、区民の皆様に周知をしております。今後、イベントや様々な会合等でPRするとともに、車関係の方や事業者の方、官公庁等に、ぜひナンバーの変更について働きかけをしていこうと思っております。また今後、より具体的な手続をホームページや区の広報で皆様に周知していきたいと思っております。

ちょうど11月17日の1週間前に、すぎなみフェスタ2014がございますので、この場でも杉並ナンバーについて積極的にPRしていきたいと思っております。11月17日以降になりましたら、区所有の車両を杉並ナンバーに順次変更していきたいと思っております。

杉並ナンバーの活用例としましては、例えば交流自治体で杉並ナンバーをつけていると何らかの特典があるとか、または警察や関係団体と連携した交通安全、このキャンペーンの一助になるとか、こういう形で杉並ナンバーも今後積極的に活用していきたいと思っております。

きょう皆様にお配りしました、「杉並ナンバー交付開始」というチラシがございます。

今後、より詳細なチラシをつくっていかうと思っておりますが、このチラシで周知したいということがございましたら、予備がございますので、ぜひ、事務局のほうに言っていただければ、皆様にお渡しいたします。ぜひ、杉並ナンバーへの周知並び変更につきまして、皆様にご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

( なし )

○会長 それでは、次の議題に参りたいと思います。次は、農業体験農園の開園について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事業担当課長 はい。資料5「農業体験農園の開園について」を使わせていただきます。本年開園いたします農業体験農園の概要等についてのご報告をいたします。

まず一般的な話として、区民農園が思い浮かびやすいかと思いますが、区民農園は、区が農家から借りた農地を耕作希望者の方に貸し出して、利用者の方が自由に耕作ができるというものになります。今回開園いたします農業体験農園——体験型農園という言い方をすることもあります。農業体験農園は、農家の方が開設いたしまして、経営・管理をする農園となります。農園の利用者の方は、農園主の指導を受けながら、作付けから収穫までの農作業を体験することができますので、初心者の方でも安心していろいろな野菜作りを体験することができるというものとなっております。この農業体験農園につきましては、昨年度まで1カ所ございましたが、閉園となってしまいまして、現時点では1園もないという状況となっております。

これまでは東京都の補助制度などを活用してまいりましたが、この補助制度等を活用していきますと、規模の大きなものが対象であるということなど、なかなか手が出しにくいという状況もございました。そこで、今回、区では、農業の魅力が体験でき、都市農業の理解を深める取組ということを考えまして、小規模な体験型農園、農業体験農園の開園・運営に対する支援を行うことといたしました。本年度につきましては、この農園の施設整備費と管理運営費といった財政的な支援、また、広報すぎなみ等によりまして利用者募集等の支援を行ってまいります。

農園の概要ですけれども、名称といたしましては「井草体験農園」という名前となっております。8月下旬に開園する予定となっております。募集区画が1区画約25.2平方メ

ートルで、54区画ということとなります。抽選により利用者を決定してまいります。こちらの農園の利用料ですけれども、指導料、収穫野菜代といたしまして1万7,500円、区民以外の方の利用については2万2,500円となります。本年は8月下旬からスタートということで、半年ということもありましてこの金額の設定となっておりますが、来年からは1年間の利用となりますので、この倍の金額で予定をしております。また、種・苗・肥料・農具については、園主が用意をするという仕組みとなっております。

農業体験農園は、今年度についてはこの1園を予定しておりますが、来年度以降につきましても、できる限り拡大できるようにというところで、区としても取り組みを進めてまいります予定でございます。

私からは以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○委員 抽選となっておりますが、どういうふうに行うんですか。

○事業担当課長 こちらはあくまでも農園主の方が設置をするところになりますので、園主の方が抽選会を行うというところで、区も立ち会わせていただくと考えております。

○会長 ほかにございますでしょうか。

( なし )

○会長 では、よろしければ、次の議題に移りたいと思います。次の議題は、杉並区産業融資資金制度の充実・見直しに向けた今後の取組についてであります。事務局からご説明をお願いいたします。

○事業担当課長 はい。続きまして、産業融資資金制度の充実・見直しに向けた今後の取組についてということで、資料6と、資料7「杉並区産業融資資金実績表」、資料8「23区制度融資実績」と、あともう一つ、緑色の冊子「杉並区中小企業融資制度のご案内」を使いましてお話をさせていただきます。少し長くなるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず初めに、この融資制度を今回見直すことになった背景についてご説明いたします。本制度は平成10年度以降抜本的な改正は行っておりませんが、この間の経済情勢の変化や利用実績等を踏まえますと、様々な制度上の課題も浮かび上がってきております。

続きまして、先に資料8「23区制度融資実績」をご覧ください。杉並区はNo.15のところにあります。こちらは23区各区の実績となっておりますが、他区と比較しますと、非常に低

位となっています。事業所数は、杉並が2万1,762というところで、大体同程度の板橋ないし練馬区の実績と比較していただきますと、違いがよくわかるかと思えます。こういったところから、実績としてもかなり低くなっているという現状があり、制度的にも中小企業者の方にとって十分ご活用いただけていないのではないかというふうに考えております。

現在、区議会第2回定例会を行っておりますが、この中でも、区長からは現行制度の見直し、考慮をする必要があるということと、また、見直しに当たっては、厳しさが続く経済情勢に苦慮している中小企業者の負担を軽減して、より利用しやすいものとするよう利率の引き下げを視野に入れて見直すようにと、所管に指示した旨答弁がございました。また、当審議会でもご議論いただきました杉並区産業振興計画におきましても、その計画の中で事業の一層の活性化や厳しい経済情勢に対応する区内事業者のニーズを捉え、産業融資制度の充実・見直しを行うというものを盛り込んでおります。こういったことから、今回、制度の見直しに着手するというものでございます。

委員の皆様の中には詳しくご存じの方も多くいらっしゃるかと思えますが、見直しの内容のご説明に入ります前に、この制度について簡単にご説明をいたします。

この制度融資ですけれども、都道府県や区市町村などの地方自治体が、中小企業や創業を目指す方への支援を目的といたしまして、その自治体の区域や近隣にある金融機関に融資をあっせんするという制度となっております。自治体が規定する所定金利の設定や、利子の一部を自治体が負担することによりまして、有利な条件で借り入れをすることができるというものです。

この制度の利用の対象となるのは、基本的にその自治体の区域内に事業所がある中小企業者、または区域内に事業所を開設しようとする方で、融資の内容や条件につきましては各自治体により異なっております。

次に、申し込みから貸し付け、融資実行までの流れですが、申込者は各自治体の産業振興担当部署、杉並区でいきますと産業振興センターに申し込みを行います。申し込みを受けた自治体では、要件の審査を行った上で、申込者が希望する金融機関のあっせん、紹介を行います。自治体からの紹介状が届いた金融機関では、独自に金融機関としての審査を行います。その際に、信用保証協会の保証をつける場合には、協会によりさらに審査が行われます。協会の審査結果——保証承諾といいますが、こちらも踏まえて金融機関は融資の可否を決定するということとなります。自治体としましては、金融機関から融資の可否や融資実行の内容について報告を受けまして、融資が実行された場合には、自治体から金

融機関に対しまして利子補給を行うという流れとなっております。

それでは、資料6、その他資料を使いまして、制度融資の現状と課題などを踏まえながら、充実・見直しの方向性についてのご説明をさせていただきます。

一つ目の大きな現状、課題といたしましては、融資の種類が多く、内容がわかりにくく使いにくいというものがございます。この緑の冊子の6ページをお開きいただけますでしょうか。この6ページ以降が制度の一覧となっております。現在、1番の普通資金から、めくっていただきまして、11番の〈特例資金〉復旧資金まで11種類ございますが、見ていただきますと、一般、小口となっておりますが、小口枠が各制度に設定されているということや、対象となる条件が経済状況の影響による売り上げ低下を条件とするなど、同じ申し込み要件の制度が複数ありまして、実際どの制度がどう活用できるのかというところが非常にわかりにくいというものもございます。

次に、資金需要への対応が十分にできていないという現状、課題がございます。同じく制度一覧をごらんください。各制度に限度額を設定しております。左から四つ目の欄に「限度額」という欄がございますが、比較的規模の大きい事業者の方の場合には、資金需要に対しましてこの限度枠が不足するということがございます。また、運転資金と設備資金のそれぞれに限度枠がございまして、用途によっては内容が不足する場合もございます。さらに、特に頻繁にご利用いただいている方からは、債務整理のため複数口の融資を一本化して借り換えたいという希望も増えておりますが、現状では2の緊急運転資金、この枠のみに借り換え支援がございまして、この枠のみでは足りないということも多くなっております。

また、産業振興計画では、先ほどの内容で盛り込んでおりますが、これは創業、新たな事業展開への支援の取り組みとして、産業融資制度の充実を盛り込んでおりますが、現在は5の創業支援資金の利用のほとんどが小売業や飲食業の方となっております。多様な業種の創業や新事業展開を支援できる内容とはなっていないという現状がございます。

次に資料7「産業融資資金実績表」をご覧ください。こちらに平成19年度から25年度までの7年間の実績を記載してございます。見ていただきますと、4番目でございます商店街店舗改装促進融資資金、6番目でございます大型店対策融資資金、9番目でございます転業融資資金については、近年利用実績がなくずっとゼロになっているもの、もしくは大変に少ない実績となっているなど、ニーズがなくなっている状況になった種類も残ったままという現状もございます。

以上申し上げました現状、課題を踏まえまして、資料6にございます見直しの方向性の(1)にございますけれども、利用者のニーズを踏まえ、限度額や返済期間等の借入条件を見直すとともに、利用実績のない資金の廃止等、融資の種別を整理し、利用者によりやすい制度とするということを考えております。

次に、大きな二つ目の現状、課題ですけれども、利用者にとっての金利面のメリットが低下しているということが挙げられます。高金利の時期におきましては、利子補給のメリットを高く打ち出せましたが、近年の低金利の時期においては、その有利性が低くなっております。当区における現在の利子補給の負担率は、先ほどの平成10年度に設定されて以降見直されておらず、また、他区と比較しても低い水準となっております。それを受けまして、見直しの方向性の(2)ですけれども、利子の引き下げ等により、利用者の負担をより軽減できる制度としてまいります。

大きな三つ目の現状と課題ですけれども、産業経済団体への加入促進に資する制度に見直すということがございます。当審議会でもご議論いただきました産業振興基本条例の検討の際にも、産業経済団体加入者への利子補給優遇などによりまして加入促進を図るべきではというご意見をいただいております。それを踏まえまして、産業振興基本条例では、区の責務といたしまして、産業経済団体への加入の促進、及びその組織の基盤の強化を支援するというふうにしております。それを踏まえまして、見直しの方向性(3)ですけれども、産業経済団体加入者への利子補給の優遇等、産業振興基本条例を踏まえて、産業経済団体への加入を促進する制度とする、としております。

以上3点が現在区として認識しております現状と課題、及びそれを踏まえた充実・見直しの方向性でございます。

最後に、今後の進め方と主なスケジュールについてご説明をいたします。今月から9月にかけて、制度融資を申し込まれた方に対しまして、資金のニーズについてのアンケート調査を実施するということを考えておりますが、それとともに、現制度の課題等につきまして、産業団体、中小企業者、金融機関への意見聴取を行ってまいります。これらを踏まえまして、区として制度の骨子案を作成してまいります。

そして、10月に予定しております第2回産業振興審議会のおきましては、制度の骨子案、内容がある程度固まってきたと考えておりますので、第2回目の審議会のおきまして、骨子案等についての報告をさせていただき、ご意見を頂戴したいと考えております。これらの産業振興審議会等でいただきましたご意見等を踏まえまして、条例の改

正案を作成し、平成27年の第1回区議会定例会に条例案を上程いたしまして、来年、平成27年4月に改正条例の施行及び新制度の開始を目指しておるところでございます。

私からの説明は以上でございますが、今回、現状を区として認識した部分としてお話しさせていただきましたが、これに対する審議会委員の皆様からのご意見をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。これから産業融資資金制度を見直していくということでございまして、現時点において、どういうふうに見直すかはまだないわけですが、現状についての問題が提起されたわけでございます。

皆様のご意見をいただきたいと思えます。

○委員 大きな1番の(1)と(2)について、お尋ねしたいんですけど、この中で、実績のない資金の廃止と、それと利用者の負担を軽減できるような制度にすること、これはちょっと矛盾があるのかなと思うんですね。今、不景気な中で、返す当てのないお金を借りるわけにいかないという発想があると思うんです。見直し等、融資をより便利にしていくのであるならば、これを廃止するのではなくて、少し見守るといのはいかがなものかと、私はそう考えますが。

○会長 はい。ありがとうございました。利用実績のない理由を分析した上で、対処方法を考えるべきだと、こういうご意見だと思います。

ほかにございますでしょうか。きょうはまだ、これから議論が始まるということでございますので、皆さんのいろいろな意見を、この机の上に出していただいて、検討の参考にしていただきたいと思えます。どんな意見でも結構ですので、いかがでしょうか。

○委員 質問は二つあるんですけども、一つは、この23区を比べた場合の杉並区と同じ規模、事業者数の、例えば隣の練馬区ですとか板橋区と比べると、融資の金額が1桁というか、10億円単位で違う。その原因というのはいかなるんですか。

○事業担当課長 詳細については、分析し切れていないというところはあるんですが、一つ考えられるのは、会社の規模によるのかなという部分もあります。単純に数だけで比較するというのが正解かどうかというところは、また違うのかなとも思っていますが、そこはあるかなというところはあります。

あとは、先ほども申し上げましたが、条件等でやはり違うところもあつたりしますので、そういったところも原因ではないかとは思っております。

○委員 二つ目ですけど、今、アニメの業界といますかクールジャパンという制度の中で、経産省がバックアップしている「J-LOP」という制度があるんです。いわゆる海外なり国内で海外向けの仕事をする場合に、半分の資金援助をしますという制度があるんです。例えば、この7年間の実績を見ると、ほとんどが運転資金に利用されていますよね。とにかく当座のお金が必要だということで、そこで、例えば6年間のうちの3年間は無利子にして、事業が安定したら4年目から、あるいは5年目から利子で2%なら2%を取るか、そういう緩急をつけるということはできないんですか。

○事業担当課長 はい。その辺については、これから検討するというところでもあるので、今の段階で決まっているものではありません。

○委員 そういうことも考えられるということですか。

○事業担当課長 そうですね。そういったご意見や他区の状況なども参考にさせていただきながら考えたいというところでございます。

○会長 はい。ほかにいかがでしょうか。

○委員 大変乱暴な言い方かもしれませんが、これだけ細かい融資があると、利用者もすごくわかりづらいと思います。まず、数ありきじゃないですけども、この融資を三つぐらいにしちゃって、普通の運転資金と創業者の利用と、あと緊急というような形で、何かまとめたほうがよろしいんじゃないのかなと。これを見ていると、何かかぶっている部分もあって、多分担当部署が違うのかどうかわかりませんが、これだけ数があるよりは、まとめてもう三つぐらいにしちゃって、普通の運転資金、それから創業資金、そして緊急というような形で、もう少し整理したほうがいいんじゃないかなと思います。

○会長 確かに種類がいっぱいありますから。金利が少しずつ違うのもあれば、同じ金利で違う制度になっているのもありますから、そこら辺をうまく整理するというのも一つの方法かと思います。

○事業担当課長 そうですね。本当に、11種類ある——意味もあるのかもしれませんが、わかりにくさというのは当然あって、まとめられるもの、また整理すべきものは整理をしてというところは、今回やりたいと思っております。

○会長 はい。

ほかにございますでしょうか。これだけ金利が下がってくると、制度金融が作りにくいですね。なかなか、制度金融をつくるだけの金利の差がなくなっているから。確かに今のご指摘のように、いろいろ種類はあるけど、みんな似たような制度になっているとい

う面もあります。

ただ、よく見ると、担保、保証人のつけ方とか、あるいは要件の中で、それぞれの制度ができた時代の必要性というのが強くにじみ出ているところがあるから、そういうのをうまく整理をしながら、ただ少なくすればいいというものでもないような気もいたします。ほかにいかがでございますでしょうか。

これはどういうふうに議論を進めていくのでしょうか。きょうは初めてここでご説明をされたというふうに理解していますけれども、いろんなところで、これは各経済団体とも意見のすり合わせ等をやっていくことになるのでしょうか。

○事業担当課長 そうですね。先ほどお話ししましたアンケート調査のほか、各産業経済団体の方などにもご意見を伺いに行きたいなと思います。方法はこれから考えますけども、色々な形でご意見を伺いながら、区として考えるのはどういう方向性がいいのかというところをもう一回踏み込みながらやっていきたいと考えております。

○会長 はい、わかりました。委員の皆様はそれぞれいろいろ産業団体をベースに出てきていただいているわけですが、今後、それぞれの団体と事務局のほうともこれから議論する機会はあるということでございますので、よくメンバーとの意見のすり合わせ等をしていただければと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。

( なし )

○会長 ございませぬようでしたら、きょう幾つか既に意見が出ておりますが、そういった意見もこれからの検討の中でこなしていただいて、より実効性のある制度金融をつかっていただきたいと思います。

それでは、次の議題に移りたいと思います。その他の中に、施設再編整備計画についてという項目がございます。事務局からご説明をいただきたいと思います。

○産業振興センター次長 はい。杉並区の区立施設再編整備計画についてご報告いたしたいと思います。こちらは、昨年度の3月に決めました、杉並区の今後の区立施設の再編整備計画でございます。こちらの冊子と、こちらの広報特別号をごらんください。

この冊子ですが、二部構成でございまして、最初に第一期、26年から33年度までの計画の基本方針や考え方について記載してございます。そして、次の9ページから、平成26年度から30年度の対象の第一次実施プラン、該当となる施設の具体的な課題や現状と取組、そして実施のスケジュール、こちらを施設ごとに掲載してございます。平成26年から30年

度につきましては、この計画に基づき、区として施設再編計画を進めていくということをございます。

計画の中身は大変膨大なものをございますので、きょうは説明について省略させていただきます。この中で、産業振興審議会に関係のある施設としましては、産業団体が利用します産業商工会館、この内容につきまして簡単にご報告させていただきたいと思ひます。広報特別号の最後のページをお開きください。Q&A形式で産業商工会館が今回どのような形で施設再編計画の中で位置づけられているかということに記載してございます。

「耐震性に課題のある杉並会館、産業商工会館の再編についてお答えします」ということで、アニメーションミュージアムがございます杉並会館、産業商工会館、あわせてこの二つの施設についてのQ&Aということになっておりますので、産業商工会館だけでなく杉並会館についての記載もございます。

まず、これらの施設の再編に優先的に取り組む必要があるかということでごクエストマークがございますが、「産業商工会館は、杉並第一小学校の改築に合わせて、阿佐谷地域区民センターとともに、集会関連機能の集約を基本に移転・複合化を図ります」。上から二つ目でございますが、「産業商工会館の展示場機能は、関連性のある杉並会館のレセプション機能と合わせて、引き続き整備のあり方について検討」するということであります。

次の質問に行きまして、産業商工会館の機能はどうなるかというご質問に対しての答えですが、「集会や展示機能などは阿佐谷地域区民センターを活用して継続」するということでございます。また、産業商工会館廃止後の跡地でございますが、こちらには地域団体等が利用できる暫定的な集会施設を設置し、複合施設ができるまで地域団体等の方に活用していただくこととなります。なお、現在、産業商工会館2階にあります就労支援センター事業は、あんさんぶる荻窪へ27年度から移転する予定でございます。

次の23ページを見ると、なぜ産業商工会館は耐震補強を行い継続的利用ができないかということでございますが、産業商工会館は構造上の理由で難しいことから、26年度末に廃止することとしております。そして、耐震補強につきましては、施設の構造上の理由から簡易な耐震補強が行うことができない。また、バリアフリー化を求める声も大変多いんですが、こちらにも構造上の理由から対応が難しいということで、産業商工会館につきましては、26年度末、本年度末3月をもちまして廃止ということになってございます。

産業商工会館廃止後、産業団体が優先的に利用できる施設についてですが、先ほど阿

佐谷地域区民センターを活用して継続しますとお話ししましたが、この区民センターの図書室が中にございますが、図書室廃止後のスペースやその他の区民センターの施設等、どこが使えるかを検討して、この確保に努めていきたいと思っております。

産業商工会館の跡地につきましては、暫定的な集会施設の設置・活用の後、区民福祉の向上の観点から、行政需要に応じた活用策を検討していく予定でございます。

以上、産業商工会館に関する施設再編計画についての内容でございます。私からは以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

○委員 ただいまご説明いただいた、産業商工会館が26年度で廃止ということは決まっているわけですが、この質問にありますように、その後の利用スペースの確保というのが非常に不透明というか、全然具体的な話がないんです。

先月末に、商連の総会も、いつもは商工会館の展示室を使わせていただいてやっているわけですが、もう、来年どこでやるかということを考えなきゃいけないんです。じゃあ、どこにどういうスペースが確保されるかというのが、やはりもう今の時点ではっきりしないというのは非常に困っているんですが、その辺、進め方をちょっとお伺いしたいと思います。杉並区内は非常に集会場所が限られていまして、我々みたいな産業団体が総会とかを開く場所が少ないわけですね。その辺、どうでしょうか。

○産業振興センター次長 基本的に産業商工会館の集会等の機能につきましては、新たに杉並第一小学校等を活用した大規模な施設ができるまでの間は、阿佐谷地域区民センター等を活用するという事になっております。ご存じのとおり、現時点で決まっていますのは、阿佐谷地域区民センターの図書室でございます。そちらのほうにつきましては、28年度から産業商工会館の展示機能を移転するという事になっております。現在、ほかの施設につきましても、どのような施設が可能かということを検討しております。これにつきましても、27年度からの利用の申し込みもございますので、早急に決めまして、皆様にご覧いただく形での施設の利用ということをお示ししたいと思っております。

ただし、やはり展示室機能のようなああいう大きなスペースというのは、なかなかないというのが状況でございます。将来的には、杉並第一小学校の複合施設ができた場合には、それなりの広さの展示場機能を含めた集会施設ができるのではないかと考えておりますが、つなぎの数年間につきましては、全くあの展示室と同じような形のスペースという

のはなかなか難しいのかなと想定しております。

○委員 きょうこちらに参加されている各団体の方のところでも、同じ悩みだと思うんですよね。商工会館がなくなるということで、じゃあ、ほかのところをどこか確保する。皆さんどこかに集中しちゃうわけですよね、そこがなくなることによって。

○委員 そうですね。

○委員 ですから、商工会館のスペースを100%担保できることは難しいと思うんですけど、行政のほうで、27年度、何とかスペースを確保する手だてを真剣に考えていただきたいと思うんですよね。

○産業振興センター次長 はい。図書室跡は28年度からということになっていますので、27年度の規模等につきましては、今、鋭意調整していますが、なかなか、今言ったとおり厳しい状況がございます。26年度末で産業商工会館がなくなりますので、27年度に関しても産業団体さんが利用できる何らかのスペースは、規模の大きさは何とも言えませんが、何とか確保していきたいと考えてございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

○委員 あと、1点、産業商工会館のことでもう一つあるんです。私、産業商工会館運営協議会の委員なんですが、26年度で廃止になるので、働いている職員さんの雇用のことで、運営協議会のほうで検討しているんです。これは、あそこに就労支援センターが設置されているにもかかわらず、そういう就労問題が発生するとは皮肉な話だなと個人的には感じています。余計な話だと思いますが、来年の廃止までに、そういう職員さんの雇いを、我々団体に少しでも協力できればなどは思っていますが。

○会長 これは区の施設ではないんですか。

○産業振興センター次長 産業商工会館は区の施設なんですが、そこで働いていらっしゃる産業商工会館運営協議会の職員の方は、区の職員ではありません。

○会長 ああ、民間の方。

○区民生活部長 指定管理者制度を導入して管理運営していますので、今の委員のお話は、その指定管理者である協議会が、施設廃止によって主たる業務がなくなるということで、協議会も当然見直しといいますか、解散も含めての議論になってくると思うので、その後の雇用機会をどう確保するかというようなお悩みだったと思います。いずれにしろ、そういう状況になるということは、十分区としても受けとめてまいりたいと思います。

○委員 産業商工会館のことで、さきほどの委員と重複してしまいましたが、あそこは別

の見方をすると、講堂があって、そこは百五、六十人が唯一入れる、杉並区の最大のところなんです。展示室が、詰めれば90人ぐらいでしょうか。あと、第1集会室と第2集会室を合わせて借りると70名。だから、大きな団体が三つ入っても、70名もできるし、80名もできるし、百何名もと、非常にある面では便がよかったですね。それに取ってかわるといのはちょっと難しいかもしれませんが、本当に何かいい方法があればと願っています。ただ、第一小学校がきちとなるまではちょっと現実的に難しいんでしょうけど。感想で終わっちゃいますけど、現実は無理なのはわかっているんですけど。

以上、そんなところです。

○会長 はい、わかりました。

ほかにございますでしょうか。

○委員 すみません。大したことじゃないんですが、杉並会館は、ご説明があったかもわかりませんが、いつからいつまで改装されるんでしょうか。

○産業振興センター次長 耐震補強ですね。

○委員 ええ。

○区民生活部長 耐震については、区でつくっている耐震計画に基づいて、今年度中に何らか手当てをしなければならないということで、今年7月に改めて耐震診断をします。その結果に基づいて、どの程度の工期で、具体的に利用されている区民、団体の方がいらっしゃいますので、特に、年明けあるいは年度末にかけて、色々な会合等が例年行われておりますので、できるだけ影響の少ない時期に工期等を設定していくことになるかと思えます。

ただ、今のところ、例えば1カ月程度で終わるかどうか、非常に厳しいとは思っております。いずれにしろ、7月の結果を踏まえて、具体的な時期等については、また皆様方のほうにも広くPRしながら、影響の少ないような対応をしてみたいと思っております。

○委員 非常にいいかげんなことを申し上げますと、じゃあ、来年の今ごろぐらい、一、二カ月使えないというふうに考えてよろしいんですか。

○区民生活部長 その辺、まだ、時期としてははっきりしておりません。

○委員 いやいや、まあ。それはわかりました。鉄筋で耐震診断、それだけでももう何カ月もかかる。

それから、耐震改修をするのは、規模にもよりますが、年の単位だと思っております。

○区民生活部長 今のところ、営繕部門との調整の中では、そこまでの休館にはならな

いかと思っております。

○委員 見積もりましたか。

○区民生活部長 まだ、耐震診断結果を踏まえてということになりますので。

○会長 はい。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 今のお話を聞くと、まだ経費が出ていないということですよ。いずれ移転・廃止するのに、無駄ではないのですかということに対して、経費が無駄になることはありませんと書いてあります。費用対効果で考えて、具体的費用が出ていないのに無駄にはならないということは、どういう根拠に基づいて言っているんですか。

○区民生活部長 定量的に費用対効果でコストがどのぐらいで、それで問題にならないというようなことを申し上げているわけではありません。当然、耐震補強をして、また一定期間、会館としては運営を継続していきますので、そういったことも踏まえての表現というふうにご理解いただければと思います。

○委員 ちなみにこの一定期間というのはどれぐらいを見込んでいますか。

○区民生活部長 一応、杉一小の改築複合化で工事が竣工して、そちらの建物のほうに移転できる時期ということですけども。

○委員 具体的にはどのくらいですか。

○区民生活部長 今のところ、平成33年ということ。ですから、改築工事が終わって数年で、即、閉じるということではございません。

○会長 はい。

ほかに何かございますでしょうか。

○委員 ここの、今の会館なんですけど、利用頻度というのは非常に高いんですか。これだと全然何も書いていないので、本当にそこまでかける必要があるのかということが全然わからないんですよ。何か、見ていると、あまり人が入っていないような感じがするんですけど。

○区民生活部長 開館して、もう半世紀近く運営されてきた施設ですけど、そもそも当初は区立の結婚式場としてオープンしました。当時は民間の結婚式場がまだまだ十分ではない中で、公的なセクターでそういった施設もつくりました。結婚相談所というのも区の仕事であったぐらいの時代でした。

当時は、あの施設の目の前に荻窪八幡神社などもあって、そこで挙式を挙げられて、

会館のほうで披露宴というようなことで、ご利用は当然ながら非常に多かったです。ただ、その後、時代の変化で民間のホテル等での結婚式場というようなことが増えてくる中で、総体的に利用の件数が減ってきました。

行政改革の中で、専用の結婚式場としては一旦廃止して、飲食可能な、法事や各種飲食を伴う懇親、式典等々もあわせた、レセプション的な機能もあわせ持った施設として運営し今日に至っているという状況です。いわゆるメインの宴会場部分では、稼働率という点で言うと、やはり2割から3割程度という状況です。一般的な集会施設の平均稼働率が6割強ぐらいから言うと、総体的にレセプション的な使い勝手というところでは若干ニーズは低いです。ただ、いかんせん区内に民間のレセプション機能を持った施設、大きなシティホテルとかもございませんので、相対的に少ないという中では、区内の経済団体さんを含めて、様々な団体から年間を通じてご利用をいただいていることは事実ですし、そういったところが不足しているというお声もいろいろ区の方に寄せられているところでございます。そういったこともあって、今回、レセプション機能のあり方についてはもう一回改めて検討しながら、杉並第一小学校の改築に合わせて、区民のニーズに沿った機能整備をできればと思っているところでございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。ほかにありますでしょうか。

( なし )

○会長 ありませんでしたら、施設再編整備計画についての議論を終えたいと思います。

以上で、この審議会の予定された項目は議論いたしましたので、事務局よりご連絡をお願いいたします。

○産業振興センター次長 会長、どうもありがとうございました。

では、事務局から、事務連絡をさせていただきます。

本審議会でございますが、本年度は本会議を含めまして3回程度予定してございます。先ほど議題で出ました産業融資資金制度の充実・見直しについて、今日のご意見も含めて案をまとめて、10月ごろに第2回目の審議会を開催したいと思っております。開催につきましては改めて皆さんにご連絡申し上げますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

( なし )

○会長 ないようでしたら、これにて閉会したいと思います。どうもご苦勞さまでございました。